

学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについて (たたき台)

令和 8 年 3 月 日

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議
学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する検討ワーキンググループ

1 部活動改革を巡る状況

- スポーツ庁・文化庁では、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、公立中学校等を中心に部活動の地域展開等を推進しており、令和 7 年のスポーツ基本法改正において、その根拠規定も創設されている。
- 令和 7 年 12 月に策定された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「新たなガイドライン」という。）においては、令和 8 年度から新たに「改革実行期間」がスタートし、公立中学校等を対象に、休日については、改革実行期間内（令和 13 年度まで）に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととされており、平日についても、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進することとされている。
- 今後、部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」が広がっていくことが見込まれる一方で、平日を中心に部活動が存続する学校もある。このため、当面、学校が主体となる「部活動」と、学校以外の団体等が主体となる「地域クラブ活動」が併存することとなることから、学習指導要領の改訂においては、こうした実態を踏まえた見直しを検討する必要がある。

2 基本的な考え方

- 「地域クラブ活動」は、学校以外の団体等が主体となる活動であるが、市区町村等が責任主体となって企画・調整を行い、部活動の教育的意義を継承・発展させたものとして実施される活動であり、部活動と同様、子供たちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動を継続するための基盤となる重要な活動であるとともに、責任感・連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

- これを踏まえ、部活動の地域展開を推進している中学校等については、学習指導要領の改訂において、学校が主体となる「部活動」に加え、学校以外の団体等が主体となる「地域クラブ活動」に関しても、あわせて記載を行う必要がある。
- 高等学校等については、現行学習指導要領と同様、学校が主体となる「部活動」についての記載を行うことが適当である。

3 具体的な内容

学習指導要領の改訂においては、新たなガイドラインで示された部活動改革の理念・取組方針や部活動の地域展開に係る進捗状況・見通しなどを十分に踏まえながら、以下の内容に沿って記載を行うことが適当である。

(1) 「部活動」について

- 部活動については、その意義や位置づけなど基本的な事項に係る記載は、現行学習指導要領の記載をベースとしつつ、昨今の部活動を巡る課題への対応の観点から、記載の見直しを図る必要がある。
- 具体的には、部活動において、体罰や暴言等の不適切な指導や事故等が少なからず発生していることを踏まえ、それらの防止を徹底しつつ、科学的な根拠に基づく指導や心理的安全性の高い場づくり等を通じて、子供たちの安全・安心な活動環境を確保することが必要である。
- また、令和7年の給特法改正等を踏まえ、学校における働き方改革を更に推進するため、部活動の実施に当たっては、部活動指導員の配置等の運営体制の整備や適切な活動時間の設定等を行うことなども重要である。

(2) 「地域クラブ活動」について

- 地域クラブ活動は、学校以外の団体等が主体となる活動であるが、部活動と同様に、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校を含めた地域全体で子供たちの望ましい成長を保障する観点から、希望する教師の兼職兼業や学校施設の有効活用などを含め、学校との連携が重要となる。
- これを踏まえ、学習指導要領の改訂においては、地域クラブ活動の位置づけ・意義を明らかにした上で、学校と地域クラブ活動を実施する団体等との間での適切な連携について記載することが必要である。

4 留意事項

- 学習指導要領は学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われており、より具体的な内容や補足的な事項は学習指導要領解説に記載されている。
- このため、今回の改訂にあたっては、学習指導要領の本体では、教育課程との関連を中心に基本的な事項について記載することとし、例えば、
 - ・部活動の地域展開等に関する理念や取組方針（地域全体で支えることによる新たな価値の創出、障害のある生徒等を含めた多様な生徒・ニーズへの配慮、地域の実情等に応じた多様な改革の推進等を含む）
 - ・体罰や暴言等の防止徹底など、安全・安心な活動環境確保のための具体的な取組
 - ・学校と地域クラブ活動を実施する団体等との間における具体的な連携事項（希望する教師の兼職兼業、学校施設の有効活用、活動方針・計画等の情報共有等）など、より具体的な内容等については学習指導要領解説で記載することが考えられる。

【参考】 現行の中学校学習指導要領（平成 29 年告示）における部活動関係の記載

※高等学校・特別支援学校についても同様の内容

第 1 章 総則

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。